

適用関係の取扱いに関する変更について（お知らせ）

厚生労働省から、下記のとおり適用関係の取扱いに関する延長および廃止の通知がありましたので、お知らせいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴う特例改定の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響による休業により、報酬が急減した者に係る標準報酬月額の特例改定（保険者算定）の対象期間が『令和3年8月から同年12月まで』から『令和3年8月から令和4年3月まで』に延長されました。

この間の1か月で報酬が急減した方については、急減月の翌月から標準報酬月額を改定することができます。

2. 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職に就く被扶養者の収入確認特例の延長について

被扶養者で医療職に就く方が新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した期間の給与収入については、被扶養者認定にかかる収入確認の際に年間収入に算入しない対象期間が、『令和3年4月から令和4年2月末まで』から『令和3年4月から令和4年9月末まで』の給与収入に延長されました。

今回、令和3年12月から新型コロナワクチンの追加接種が実施され、新型コロナワクチン接種の実施期間が令和4年9月末まで延長されたことによるものです。

※医療職とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救命救急士です。

3. 雇用保険の特定受給資格者等である任意継続被保険者の前納の取扱いについて

令和4年1月1日から、任意継続被保険者で保険料を納付（前納を含む）した方について、申出による資格喪失が可能となりました。

これに伴い、これまでの雇用保険の特定受給資格者等である任意継続被保険者のみ前納期間の途中で資格喪失できる取扱いが令和4年1月6日から廃止となりました。

【上記についてのお問合せ先】

大阪本部 適用課 06-6941-5004

神戸支部 078-221-6100

京都支部 075-801-2905